

【件名】

中野サンプラザ南側広場の運用等について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野サンプラザ土地・建物等の暫定利用の一環として、中野区における文化・芸術振興と若者のチャレンジ支援を主たる目的とした南側広場の利活用に係る運用等について、以下のとおり報告する。

1 暫定利用に関する基本的な考え方

- (1) 今後の中野駅新北口駅前エリアのまちづくりに寄与する（つながる）ものとする。
- (2) アニメによるプロモーションに資するとともに、文化・芸術の裾野を広げ、子ども・若者のチャレンジの支援に寄与する（つながる）ものとする。
- (3) できる限り新たな財政負担を抑える一方、歳入の確保に努める。

2 暫定利用の目的と事業（取組）の方向性

- (1) アニメによるプロモーションをさらに展開する。
- (2) 文化・芸術振興の裾野を広げる。
- (3) 若者のチャレンジを支援する。
- (4) 中野駅北口の駐車場・荷捌きスペースを確保する。
- (5) 歳入を確保することで、サンプラザの土地・建物等の維持管理経費負担軽減を図る。

3 中野サンプラザパフォーマンスフィールド事業の実施**(1) 事業概要**

個人又はグループによる楽器演奏、ダンス、大道芸等の文化・芸術活動等を対象とした活動場所として開放する中野サンプラザパフォーマンスフィールド事業として、当該南側広場の利用を認めるものとする。本事業の利用に当たっての手続及び基準等は、以下の通りとする。

(2) 利用手続及び基準等**ア 利用登録**

登録制とし、登録者はホームページで公開し、利用時は登録証の掲示を義務付ける。なお、利用の都度の申込み等は不要とする。

イ 利用料

無料とする。

ウ 利用可能日時

原則として通年（365日）利用可能で、利用時間は毎日午前9時から午後9時までとする。

エ 利用可能場所

カリヨンを含む南側広場全面とする。占用は認めないので、通行者や休憩している者に対する配慮や利用に伴う安全管理のほか、他の事業利用者と譲り合って活動することを義務付ける。



4 南側広場の占用利用に伴う貸付

イベントや行事等に伴う南側広場の占用利用について貸付けを行う。

・個人や団体が文化・芸術の裾野を広げ、子ども・若者のチャレンジの支援に寄与する活動又はまちの賑わいの創出に寄与する活動を行う場合、区民を対象とした公益的活動を行うために使用する場合（不特定かつ多数の者の利益の増進に著しく寄与することを目的とした行事）は、無料（貸付料免除）で貸付けを行う。

・上記以外の場合や、営利を目的とした活動や行事を目的とした利用の場合（物販など）は、有料とする。

5 受付

中野サンプラザパフォーマンスフィールド事業の利用登録、利用申請及び占用利用の受付は、区民部文化振興・多文化共生推進課（シティプロモーション係）にて行う。

6 設備・備品整備

利用実態や今後の利用促進に資するよう、令和8年度に向けて、以下の設備・備品について検討する。

- ・ダンス練習のためのミラー
- ・簡易照明
- ・貸出用蓄電池
- ・ベンチ
- ・保管倉庫

7 運用方法等の見直し

今後の運用状況を踏まえ、必要に応じて運用方法等を見直すこととする。

8 その他

令和8年度に向けて、中野サンプラザ壁面等を活用した、アニメによる広告掲載やデジタルサイネージの設置について検討する。

9 今後のスケジュール

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 令和7年10月中旬～ | 中野サンプラザ南側広場の運用等に係る区民、関係団体等への周知・広報 |
| 10月20日 | 利用登録の受付開始 |
| 10月31日 | 利用開始（貸付開始） |